

令和５年度省エネ行動促進プログラム実施業務仕様書

1 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務

家庭の省エネ診断の実施を希望した学区、家庭の省エネ診断に関心のある団体又は個人等（以下「団体等」という。）から、家庭の省エネ診断の実施に関する質問等に対応する窓口業務を行う。電話等の窓口は、既存施設の利用を認める。

【用語の定義】

「家庭の省エネ診断（うちエコ診断）」

家庭において確実に二酸化炭素排出量の削減又は抑制につながる行動を実践してもらうために、環境省が作成、保有しているＰＣ用のアプリケーションソフトである「うちエコ診断ソフト」を用いて診断し、うちエコ診断士が各家庭の温室効果ガス排出量やライフスタイルの状況、また、家庭の要望に応じてきめ細やかな働き掛けや省エネ対策の提案を行うこと。

(2) 家庭の省エネ診断会の実施

団体等に対して、１団体当たり２０世帯から３０世帯程度の受診者を目安に、合計４００世帯に対して家庭の省エネ診断会を実施する。

実施に当たっては、地域での主体的なエコ活動を支援する「エコ学区」ステップアップ事業において実施するブース出展等と連携すること。

ア 参加者の募集と受付

家庭の省エネ診断会の参加募集を行い、実施を希望する団体等の担当者との事前協議により、事前説明会の開催、事前アンケートの配布・回収方法や受診家庭への連絡方法、受診時間及び受診会場等について決定する。

イ 広報チラシの作成

団体等の意向を踏まえ、家庭の省エネ診断の日程・会場等を記載した広報チラシを作成する。チラシは、１団体当たり５０部を目安に作成する。

ウ 受診者との連絡調整

受診者に対して、事前アンケートの記入依頼、受診時間等に関する連絡・調整を実施する。

エ 事前説明会の実施

家庭の省エネ診断を受診する団体等に対して、必要に応じて、家庭の省エネ診断に関する説明会を実施する。団体等と相談のうえ、会場の手配、会場設営、説明資料の作成・配布、説明会の進行等を行う。

オ イベントブース等における実施

家庭の省エネ診断を受診する団体等が希望する場合、イベントにおけるブース等

での実施を認める。その際、ブース等の調整・運営を行うこと。

カ その他

学区において実施する場合は、当室が別途選定する「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務の受託者及びエコまちステーション等との調整を密にすること。

(3) うちエコ診断士の派遣

うちエコ診断士（以下「診断士」という。）を家庭の省エネ診断の受診を希望する団体等に派遣し、受診者との対面方式にて診断を実施する。ただし、感染症の拡大防止等の必要に応じて、リモートや書面、WEB上でのセルフ診断等の手段により実施することも可能とする。また、家庭の省エネ診断の実施時は、受診者の個人情報の保護を徹底すること。

【用語の定義】

「うちエコ診断士」

うちエコ診断資格試験に合格し、一般社団法人地球温暖化防止全国ネットにより認定された者。

(4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督

電気、ガス等のエネルギー消費量、家電製品や自動車等の省エネ性能、使用頻度等の事前のアンケートに基づき、診断士が各家庭の省エネを個別診断し、各家庭の現状に応じたより効果的な二酸化炭素の削減方法を提案する。その際、診断士は、受診者の疑問や意見等を聴取し、受診者が取組を実践していくうえで必要な情報提供、助言や指導を適宜行う。

受託事業者は、これら診断士による各家庭への提案方法について、個々の診断士により大きな違いが生じないように、管理・監督する。

(5) 効果測定及びアフターフォローの実施

ア 効果測定の実施

受診者の総合的な診断結果を分析したうえで、受診者の省エネ取組の評価を行い、図や表を用いて分かりやすく表記した診断書を作成する。

イ アフターフォローの実施

省エネ診断後に診断結果に基づき、省エネの実現に向けた課題やノウハウの情報共有を行う学習会を実施し、地域へのフィードバック及びアフターフォローを行う。ただし、感染症の拡大防止等の必要に応じて、団体等の診断結果の傾向を分析した省エネに役立つ情報をまとめた冊子の配布等の手段により実施することも可能とする。また、提案を行った家庭に対して事後アンケートを実施し、省エネ行動に結びついたか否かを集計すること。

(6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修

ア 診断方法の運用改善

家庭の省エネ診断を実施するに当たり、受診者からのフィードバックを受け、診断方法の運用改善を行う。

イ 診断士の研修

うちエコ診断士に対し、受診者への提案に必要な最新情報の提供及び研修会を実施する。

(7) CO₂削減効果の分析及び資料作成

実施した家庭の省エネ診断について、それぞれのCO₂の削減効果について分析し、温室効果ガス排出量のみなし削減量等の結果をまとめた資料を作成する。

(8) 周知

本プログラムの実施中、又は実施後に団体等と調整のうえ、活動の様子を学区だより、ホームページ、SNSといった広報媒体への掲載等を通じて広く周知するよう誘導すること。また、省エネ診断を受診していない市民の実践につながるよう、省エネ診断の診断結果等を踏まえた家庭の省エネのポイント等を、京都市のホームページに掲載するための材料を提供すること。

(9) 連絡・調整

業務の実施に当たり、派遣する診断士及び家庭の省エネ診断を希望する団体等との連絡・調整を行う。

(10) 報告

本業務に関する実施結果を集計・分析のうえ、業務実施報告書としてまとめ、業務完了後、速やかに提出すること。

なお、本報告書には、業務全体の実施報告のほか、診断結果の検証等について詳細に記載するものとする。また、令和6年度以降の本業務の具体的手法について、当室と協議のうえ、手法、課題及び将来展望等について記載することとする。

2 履行期間

委託契約締結日から令和6年3月31日までとする。

3 報告

本業務の終了後、次の成果品を提出するものとする。

前記「1(10)報告」で示す業務実施報告書として、冊子1部と電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出すること。

なお、本業務で作成されたものは全て京都市に帰属するものとする。

4 留意事項

- (1) 当室との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については、当室と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、当室と協議し、その指示に従うこと。また協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- (5) 家庭の省エネ診断の実施数が、前記「1(2)家庭の省エネ診断会の実施」に示す診断の実施予定（400世帯）を下回った場合は、未実施数に応じて支払額を見直すものとする。
- (6) 前記「1(5)効果測定及びアフターフォローの実施」において実施した学習会が「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務において実施する環境学習等と同一会場において実施した場合など、会場費の支出が不要となった場合は、委託料における会場費を減額することがある。